

最低制限価格等の算定方法

公共工事の品質確保等、契約の適正な履行を確保する観点等から、建設工事における最低制限価格及び低入札調査価格（以下、「最低制限価格等」という。）を 令和 2 年 4 月 1 日以降の入札公告案件から見直し、最低制限価格等の算定方法は下記のとおりとします。また、解体工事についても最低制限価格等を導入することとし、計算方法は同様に下記のとおりとします。

ただし、単価契約、入札公告等において別の方法で最低制限価格等の定めをしたもの等、特別なものについては除きます。

【改定内容】

- ① 直接工事費にかかる算定割合の変更（0.9 ⇒ 0.97）
- ② 最低制限価格等の設定範囲の変更
（範囲：予定価格の 70～90% ⇒ 予定価格の 75～92%）
- ③ **解体工事**についても最低制限価格等の対象とする。

最低制限価格等（税抜）

$$= \text{直接工事費} \times \boxed{0.97} + \text{共通仮設費} \times 0.90 + \text{現場管理費} \times 0.90 + \text{一般管理費} \times 0.55$$

※ 直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費は、いずれも税抜で、予定価格（税抜）算出の基礎となった額とします。

※ 算出した額に 1 万円未満の端数が生じる場合、その端数を切り捨てた額とします。

※ 算出した額が予定価格（税抜）の $\boxed{10 \text{ 分の } 9.2}$ を超える場合は、予定価格（税抜）の $\boxed{10 \text{ 分の } 9.2}$ とし、予定価格（税抜）の $\boxed{10 \text{ 分の } 7.5}$ に満たない場合は、予定価格（税抜）の $\boxed{10 \text{ 分の } 7.5}$ （それぞれ 1 万円未満の端数が生じる場合、その端数を切り捨てた額）とします。

最低制限価格等（税込）は、上記算出額に 100 分の 110 を乗じて得た額とします。